

成年後見制度の活かし方

～障がい者の権利擁護を中心に～

日時 平成29年2月25日（土） 13：30～16：15

会場 たちばな職員研修センター3階 研修室

【開会】（13：30）

●基調報告（13：35～14：25）

テーマ 「障がいのある人たちの権利を保障するために」
講師 植戸 貴子 神戸女子大学健康福祉学部教授

●パネルディスカッション（14：25～16：15）

1. 正しく理解して成年後見制度を利用しよう！！
 - （1）経済的搾取があり、成年後見制度を利用することが有効だった事例
 - （2）成年後見制度を利用せず、周りの支援者の見守りで生活できている事例
 - （3）成年後見制度の利用になじむ事例・なじまない事例
2. 後見人を含む支援者のチームワークで意思決定支援
3. 死後事務・相続問題について

◆コーディネーター

村上 英樹 弁護士 神戸シルバー法律研究会代表幹事

◆シンポジスト

西野 百合子 弁護士 神戸シルバー法律研究会事務局長
荒川 照弘 司法書士 リーガルサポート兵庫支部
大庭 光子 社会福祉士 ぱあとなあ兵庫
小椋 幸子 相談支援専門員 神戸聖隷総合相談センター

【閉会】（16：15）

主催：神戸シルバー法律研究会・第三者後見ネットワーク連絡会
神戸市社会福祉協議会・神戸市

～はじめに～

今後、認知症の方の増加などにより成年後見制度を必要とする人が一層増加することが予想されています。平成28年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、安心して制度が利用できるためのしくみづくりが進められようとしています。

また、障がい者の権利条約が批准され、障害者差別解消法等の法整備が進むなか、障がい者の意思決定支援のあり方も問われており、高齢者、障がい者の権利を制限するための制度ではなく、権利を守るための制度として、成年後見制度をどのように活かすかを考えていくことが支援者に求められています。

このような状況を踏まえ、今回のシンポジウムでは、障がい者の権利擁護を中心に、障がい者の権利保障の考え方・体系等を確認し、「成年後見制度の有効利用」「本人意思の尊重」に焦点をあて、権利擁護について意見をかわします。今後の現場での取り組みの参考にいただければ幸いです。

参考：主催団体の紹介

神戸シルバー法律研究会とは

1. 本研究会は、平成4年9月から神戸市が実施した「神戸シルバー法律相談」を受任する弁護士により発足された団体。平成13年3月31日をもって、当該相談業務が「兵庫県弁護士会」に引き継がれたことを受け、会員を弁護士以外の医師、福祉関係者、学識経験者、公認会計士、行政にも広げ、高齢者・障がい者に関する権利擁護等の調査・研究機関として再スタートした。（事務局：こうべ安心サポートセンター）
2. 平成29年2月現在の会員数は、弁護士10名、医師2名、福祉関係者7名、公認会計士1名、行政書士1名、学識経験者2名、行政3名、社協2名の28名である。

(参考) 主な活動

| | |
|-------|---|
| H4年度 | ・財産預託制度負担付き（生前）贈与と負担付き死因贈与に関する比較研究 ・高齢者等財産管理事業研究会第1次報告書(H5.3)・神戸シルバー法律相談開始(H4.9) |
| H5年度 | ・高齢者の財産管理を含めた統合システムの基礎研究 ・第1回高齢者財産管理シンポジウム(H5.7) |
| H6年度 | ・研究報告書(H6.4)「高齢者のための生活支援・財産管理総合システムについて」 ・第2回高齢者財産管理シンポジウム(H6.7) |
| H7年度 | ・カナダ・アルバータ州現地調査 |
| H8年度 | ・研究報告書(H8.4)「カナダ・アルバータ州の成年後見と高齢者財産管理」 |
| H9年度 | ・財産管理に関する監査システムに関する研究 ・第1回オーストラリア・ヴィクトリア州現地調査 ・研究報告書「財産管理に関するシステム研究報告書」 |
| H10年度 | ・高齢者財産管理に関するシンポジウム(H10.6)・イギリス・ランカシャー現地調査 |

| | |
|----------|---|
| H11 年度 | ・成年後見制度における法人後見の研究 ・高齢者の権利擁護を考える国際シンポジウム (H11. 11) |
| H12 年度 | ・成年後見制度における法人後見の研究 ・第2回オーストラリア・ヴィクトリア州現地調査 |
| H13 年度 | ・オーストラリアの成年後見制度について ・成年後見における身上監護 |
| H14 年度 | ・「施設サービス利用者のための権利擁護システム」の研究 ・第1回「死ぬまで幸せに生きるには」シンポジウム |
| H15 年度 | ・第2回「死ぬまで幸せに生きるには」シンポジウム ・「権利擁護を支える人材の養成・育成」の研究 |
| H16 年度 | ・『高齢者虐待』を考える」シンポジウム |
| H17・18 年 | ・高齢者虐待の事例検討 |
| H19 年度 | ・「在宅高齢者の虐待について考える」シンポジウム ・「(仮称) 高齢者をサポートする若者(大学生) 育成プロジェクト」の研究 |
| H20 年度 | ・シンポジウム「みんなで考えよう! 『成年後見制度』」 |
| H21 年度 | ・「現場からの発信 成年後見制度の活用を考える」シンポジウム ・「成年後見制度活用サポートブック」発行・「成年後見制度実態調査」事業への協力 |
| H22 年度 | ・「申立て支援から始まる!! 成年後見制度の利用」シンポジウム ・「成年後見制度活用サポートブック 改訂版」発行 ・神戸市成年後見支援センター事業への協力 |
| H23 年度 | ・「成年後見シンポジウム 専門職、市民後見人の連携」シンポジウム |
| H24 年度 | ・「成年後見制度の限界とそのすき間を埋めるもの ～現場での工夫と取り組み事例から～」シンポジウム |
| H25 年度 | ・「成年後見制度の限界とそのすき間を埋めるもの (パートⅡ) ～現場での工夫と取り組み事例から～」シンポジウム |
| H26 年度 | ・「成年後見制度の可能性と課題 ～具体の事例を通して考える～」シンポジウム |
| H27 年度 | ・「成年後見制度の活かし方 ～本人意思を尊重した身上監護の事例等から考える～」シンポジウム |

第三者後見ネットワーク連絡会とは

1. 連絡会の設立趣旨

近年の成年後見申立件数の増加に加え、身寄りのない高齢者、知的障がい者の親亡き後の問題等により、第三者後見人の需要が高まってきている。一方で、資金面、事例の複雑化などにより、第三者後見人の受け皿不足が生じてきており、今後、ますます急増する制度利用ニーズに対応していくための対策が求められている。そこで、平成20年11月に神戸市では、第三者後見受任機関のネットワーク連絡会を立ち上げ、相互の情報共有を図るとともに、第三者後見受任に係る課題整理や解決策の検討を行っている。

2. 構成メンバー

①兵庫県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「たんぼぼ」 ②公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部 ③近畿税理士会 ④一般社団法人兵庫県社会福祉士会 権利擁護センター「ばあとなあ兵庫」 ⑤NPO 法人上野丘さつき家族会 ⑥神戸市社会福祉協議会 ⑦神戸シルバー法律研究会会員

障がいのある人たちの権利を保障するために

神戸女子大学健康福祉学部

教授 植戸 貴子

I. はじめに：今、障がいのある人たちの権利について考える意味

- ・ 「津久井やまゆり園」事件が私たちに突き付けたもの
- ・ 繰り返される障がい者虐待
- ・ 障害者権利条約・障害者差別解消法による「障がい者の権利を守る」動き
- ・ 成年後見制度を利用する障がい者の増加

II. 「障がい」とは？

- ・ 「マーサズ・ウィンヤード島の聴覚障がい者」のエピソードから学ぶ
- ・ 障がいの「医学モデル」と「社会モデル」

| | 医学モデル | 社会モデル |
|---------------|----------|---------------|
| 障がい者の生きづらさの原因 | 本人の機能障がい | 社会的障壁（バリア） |
| 解決・対応策 | 治療・訓練 | 社会的障壁の解消・社会改革 |

III. 障がい者への権利侵害の事件

- ・ 優生思想に基づく「スウェーデンなどでの断種政策」「ナチスによる集団虐殺」
- ・ 繰り返される殺害・虐待

| 年 | 事件名・施設名 | 概要 |
|------|----------------|------------------------|
| 1984 | 宇都宮病院事件 | 精神科入院患者への心理的虐待・暴行（死亡） |
| 1993 | 柏原市大和川病院事件 | 精神科入院患者への身体的虐待・不審死 |
| 1995 | 水戸アカス事件 | 知的障がい従業員への経済的・性的・身体的虐待 |
| 1996 | 滋賀サングループ事件 | 知的障がい従業員への経済的・身体的虐待 |
| 1997 | 福島県白河育成園事件 | 知的障がい利用者への身体的・心理的虐待 |
| 2012 | 千葉市石郷岡病院 | 精神科入院患者への暴行（死亡） |
| 2013 | 千葉県袖ヶ浦福祉センター | 知的障がい利用者への身体的虐待（死亡） |
| 2015 | 下関市大藤園 | 知的障がい利用者への身体的・心理的虐待 |
| 2016 | 相模原市津久井やまゆり園事件 | 知的障がい利用者への殺害・傷害 |

IV. 障がい者への権利侵害の背景にある「間違っただ障がい者観」

- ・ 優生思想：「劣っている」「生きる価値がない」「あってはならない」存在
⇒ 断種・虐殺・虐待 など
- ・ パターナリズム：「弱い」「半人前」「守ってあげるべき」存在
⇒ 子ども扱い・過保護・過剰な代理決定 など
- ・ 危険視：「危険」「反社会的」「何をするか分からない」存在
⇒ 隔離・排除・不審者扱い など

V. 障がい者の権利に関する条約・法律・制度

- ・ 障害者権利条約（2014）：「社会モデル」に基づく「障がいのない市民との平等・公平」
- ・ 障害者虐待防止法（2012）：「養護者」「福祉施設従事者等」「使用者」による虐待の防止
- ・ 障害者差別解消法（2016）：「不当な差別的取り扱いの禁止」「合理的配慮の提供」
- ・ 成年後見制度（2000）：「権利侵害からの擁護」と「最大限の自己決定権の尊重」

| 障がいを理由とする差別 | 公的機関 | 民間事業者 |
|--|------|-------|
| 不当な差別的取り扱い 障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすること | 禁止 | 禁止 |
| 合理的配慮の提供 障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くための配慮を求められた時、負担になりすぎない範囲で対応する | 法的義務 | 努力義務 |

* 「事業者」には、NPO、ボランティア団体、個人事業主なども含まれる

VI. 障がいのある人たちの権利を保障するために

- ・ 「どんなに重い障がいがあっても、一人の人間として尊重する」という揺るぎない信念
- ・ 「障がい者」ではなく、まず「対等な一人の人間」として関わる態度
- ・ 障がい特性についての理解と、一人ひとりの個別性を踏まえた支援・コミュニケーション
- ・ 子ども扱いしない（ちゃんづけ、幼児言葉、上から目線、一方的な指示 など）
- ・ 主体性の尊重（支援者の価値観を押し付けない／本人の意思を必ず確認する など）
- ・ 「意思決定支援」の理解と実践
- ・ コミュニケーションにおける合理的配慮

| | |
|--------|---|
| 知的障がい者 | 穏やかな態度と話し方／平易な言葉／短い文章／一度にたくさんを伝えようとしない／二重否定を使わない／具体的な表現／視覚情報の活用（絵・写真・イラスト・実物など） |
| 精神障がい者 | 本人のペースで話を聞く／その時の体調・気分に合わせて／現実離れした話には肯定も否定もしない／一方的な指示ではなく穏やかに提案する／手短かに具体的に伝える／具体的な例を示す |

パネルディスカッション

1. 正しく理解して成年後見制度を利用しよう！！

(1) 経済的搾取があり、成年後見制度を利用することが有効だった事例

【事例】

Aさんは63歳男性で、一人暮らしをしている。学生のとくに統合失調症を発症し、断続的に精神科に通院している。仕事に就いたこともあるがほとんど長続きしなかった。日常会話はできるものの、意欲の減退が大きく、理解力・判断能力も低下しており、自分の財産を管理・処分することはできない状態になっていた。

財産としては、親から相続した預金数千万円と賃貸用不動産があった。

1年ほど前から、それまであまり交流のなかったAさんの兄が、急に頻りに訪れるようになった。兄は、来るたびにAさんを連れ出し、2人で高額な飲食等を行い、わずか半年で1000万円以上のAさんの預金が減少することとなった。また、兄はAさんに対して、500万円の借用証があるとして金銭の請求も行っている。

Aさんの妹がこのことに気づき、このままで良いものか疑問に思い、X弁護士に相談した。また、主治医に相談の上、本人の希望を受けてケアハウスへの入居を決めた。

質問 1. X弁護士はどのような手段を考えますか。

<回答>

Aさんの判断能力が低下して、ご自身で財産管理ができないとのことですから、家庭裁判所に成年後見開始の申立てを行い、後見人に財産を管理してもらおうよう、アドバイスします。

後見の申立ては本人の4親等内の親族ができますので、この場合は相談者である妹に申立人になっていただければよいでしょう。申立ての手続き自体も、弁護士に依頼することができます。

裁判所はAさんの状況を調査して、しかるべき人を成年後見人に選任します。Aさんの妹のような親族が選ばれることもありますが、事案によっては第三者が選ばれることもあります。

質問 2. 後見人がついた場合、後見人はどのような方針で後見業務を行うのでしょうか。

<回答>

後見人が就任すると、まず財産及び収支状況（つまり黒字か赤字なのか）についての現状を調査し、今後の方向性を検討します。方向性としては収支のバランスが安定するように考えます。財産額が少なく、収入も低い方については公的扶助（例えば生活保護）を受けることを検討したり、 unnecessary 支出をカットすることなどを考えます。原則として後見人がお金を支出するのは、事例でいうとAさんの生活にとって必要なことについてのみです。

事例のように500万円もの根拠が不明確な金銭請求を受けた場合には、弁護士に依頼して解決の方策を考えます。事例のAさんの兄のような人物が身近にいる場合、過去の金銭のやりとりを含め、弁護士に取り戻せるか相談します。

また本人の健康状態、収支状況を考えたうえで、どのような施設を利用するかについても検討します。

質問 3. 本人の身上監護のことですが、この事例では「ケアハウス」と報告されています。Aさんのような場合には、どのような施設が考えられますか。

<回答>

この事例では本人の希望を受けて、ケアハウスに入所を決めていますが、精神障がい者の場合、障害支援区分が低く生活能力があれば、ノーマライゼーションの考え方から地域のグループホーム（障がい者用）を検討します。この事例の場合、適当なグループホームに空きがなく、ケアハウス（一般型）に入所を決めたのではないのでしょうか。

質問 4. 後見人がついても兄が弁護士をつけて請求をしてきた場合、どう対抗できるのですか。

<回答>

兄の代理人弁護士が500万円の借用証をもって、貸金返還請求訴訟を提起してきた場合は、成年後見人は本人の法定代理人として、訴訟で法的な主張立証をして争うことができます。例えば、借用証が偽造されたものだとか、本人の筆跡だがその当時に意思能力が無かったから無効だとか、金銭の移動がなく貸し付けの実態が無いなどの主張が考えられます。

成年後見人が法律の専門家でなく、自ら訴訟行為を行うことが困難な場合は、本人の費用で弁護士に訴訟代理人を依頼することができます。なお、成年後見人が本人のために訴訟を提起する場合も、本人に対する訴訟を受けて応訴する場合も、家庭裁判所に報告して許可を得てください。

(2)成年後見制度を利用せず、周りの支援者の見守りで生活できている事例

【事例】

Eさんは、知的障がい（療育手帳B1）の女性で、56歳。生活保護を受給し、一人暮らしをしている。金銭感覚がなく、お金を持つとすぐ周囲の人におごったり、足りなくなると娘（療育手帳B1、就労している）にお金をせびっていた。また、娘もEさんの言われるままにお金を渡してしまう状態であった。Eさんは娘のお金で知人と娘の3人で旅行や食事をしていた。

支援者はEさんに、「限られた保護費を上手く遣うこと」や「人のお金をあてにしないこと」などを繰り返し話したが、初めの頃は、「娘のお金を娘の為に遣って何が悪い！一緒に食事をしたり、旅行に行くのが何故いけない！」と言っていた。しかし、支援者がいろいろ支援した結果、最近決められた金額の範囲で生活ができるようになってきた。Eさんは、成年後見の利用はしていない。

質問 1. Eさんにどのような支援をしましたか。

<回答>

①日中の居場所支援

Eさんは日中、時間をもて余しており、街をぶらぶらしてお金を使ってしまうので、日中の居場所を確保しようと考えました。当初Eさんは療育手帳を取得していなかったため、療育手帳の取得や障害支援区分の申請をして、障害福祉サービスの「生活介護」（注①）を日中受けられるよう支援し、月～金曜日まで事業所に通うことにしました。年齢が高いため、毎日通うのは大変だと思いましたが、活動内容も気に入り、今では毎日休まず通っています。

②生活介護事業所での見守り支援

生活の様子は生活介護事業所の生活支援員が日常的に見守りました。

③金銭管理支援

神戸市社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業（日常的な金銭管理サービス）を利用しました。

④生活全体の支援

「計画相談支援」（注②）の中で、相談支援専門員が6か月毎にモニタリングを実施しています。

質問 2. 成年後見の申立ては考えなかったのですか。

<回答>

考えましたが、現時点では必要ないと判断しました。一人暮らしなので、いずれは後見人が必要になってくると思われませんが、今の時点では必要ないと思います。(娘の預貯金は、娘に成年後見人がつき管理しています。)

質問 3. 成年後見の申立てをしないという事も選択肢としてあるのですか。

<回答>

成年後見の申立てをせず、他の支援を受けながらやっていく場合もあります。

成年後見制度の、特に法定後見では、謙抑的な運用を心がけ、必要が無いのであれば後見人をつけるべきでないという考え方があります。なぜならば、後見制度は本人ができないことを後見人が代わって行うことで本人の利益になる面がある一方で、本人が自分自身の意思で決定し、行動する自由を奪ってしまうという権利侵害的な側面もあるからです。

家族や福祉関係者の支援や、福祉サービスを利用することで、生活が成り立っているならば、あえて成年後見を申立てなくても構わないのです。後見制度を使わなければ困る、後見人でなければできないことがあるという時に申立てをしてください。

(注①) 生活介護 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

(注②) 計画相談支援 特定相談支援事業者が生活に対する意向や悩みを聞きながら利用計画を作成し、障害福祉サービス事業者と連絡調整を行います。また、サービスが適切に提供されているかを確認して、利用計画の定期的な見直しを行います。

(3)成年後見制度の利用になじむ事例・なじまない事例

成年後見制度の利用になじむのは、どのような場合か。

- ① 本人名義の銀行の定期預金を解約する必要がある
- ② 老人ホームの入所契約をしたい
- ③ 万引きを止めさせたい

成年後見制度の利用を検討するときは、本人が抱える問題点を分析して、後見人に、具体的に何をしてもらえば、その問題が解決されるかを考えてください。成年後見人が付いても問題解決に繋がらないのであれば、制度を利用する意味がありません。

また、成年後見人が付いたからといって、他の人の支援が不要になるわけではありません。さまざまな職種・立場の支援者らで役割を分担し、協力し合って、チームで本人を支えていく体制を作ることが大切であり、その支援者チームに、新たに成年後見人が加わるのです。

参考までに、家庭裁判所が第三者の専門職を後見人に選ぶ際には、事案ごとに、成年後見人が対応すべき課題について、最も能力を発揮できる職種の者を選ぶ傾向があります。

適職はおおむね、以下のように考えられています。

- ・所有不動産を管理しなければならない ー司法書士
- ・多額の預貯金を管理しなければならない ー税理士・司法書士
- ・本人と親族、または親族間で深刻な紛争対立がある ー弁護士
- ・本人のために裁判等の法的手続きをしなければならない ー弁護士
- ・病気や身体障がい、知的障がいをかかえ、身上監護に専門的配慮が必要 ー社会福祉士
- ・精神障がいを有しており、身上監護に専門的配慮が必要 ー精神保健福祉士・社会福祉士

2. 後見人を含む支援者のチームワークで意思決定支援

【事例】

知的障がい（療育手帳B2）のPさんは、74歳の女性で、生活保護を受給し、一人暮らしをしている。しかし最近、生活保護費を紛失したり、支給されるとすぐ地域の人にごちそうしたり、お酒やたばこに遣ってしまい、生活に必要なお金が残らない状態になる事が多くなった。

結局、Pさんには財産管理をしてくれる親族がいなかった為、本人申立てで保佐人がついた。その後、認知症状があらわれてきたため、保佐から後見に変更となり、要介護2と認定された。

Pさんはこの地域に長く住んでいたため、近隣にはPさんの生活歴や人柄をよく知っている方がおり、専門職とチームで支援することで、地域での生活を継続できている。

質問 1. 支援チームには、どんなメンバーがいて、どんな支援をしましたか。

<回答>

①区役所あんしんすこやか係・障害者地域生活支援センター（障害福祉制度）

当初は成年後見制度の申立てに関わる

現在は移動支援サービス支給申請

②ガイドヘルプ（外出介助）

ルミナリエ見学・初詣・衣類の購入等

③ケアマネジャー（介護保険制度）

ヘルパーやデイサービスの調整

④生活支援ヘルパー

月～土曜：ゴミ捨て・掃除・買い物・食事・服薬援助等

⑤デイサービス

週2日利用

⑥レンタル業者

ベッドのレンタル

⑦隣人（元民生委員等）・商店

緊急入院時の支援や日々の見守り。地域の食事会や運動会への声かけ

⑧後見人

財産管理・話し相手・支援者間の調整・入退院時の手続き・介護保険や障害者福祉サービス利用等の手続き

質問 2. チームだからできた支援はありますか。また、チームで支援を進めていくうえで大切に
したことは何ですか。

<回答>

「在宅で生活を続けたい」という本人の意思をチームとして支援することで継続できていま
す。

後見人がついた当初は、「救急車を呼ぶ」「大声で叫ぶ」などの言動が度々あり、これまで
支援していた隣人も高齢化し、「私らもこれ以上世話できないし、在宅はしんどいのではない
か」という発言が隣人からでていました。しかし、本人は「もう少しここで住んでいたい。
動けなくなったら施設に行かないといけないかもしれないけど・・・」と、在宅生活を希望
しました。入院した時も、「早く家に帰りたい。やっぱり家が安心」と退院を希望しました。

後見人が中心となり、支援者で話し合い役割分担をしました。隣人も「それくらいなら協
力できる」と言ってくれ、それぞれが出来る支援をし、Pさんの在宅生活を支援すること
になりました。チームとして役割分担する事で、Pさんは住み慣れた地域で生活できています。

また、チームとして大切にすることは、出来るだけ本人の権利や行動の自由を制限しない
ように支援することと、本人が分かるように情報を提供し、体験を通してイメージを持たせ、
一緒に考え、意思決定を支援することです。

【具体的には】

①デイサービス利用

体験を通して、どうするか自分で決めることを支援しました。

最初、デイサービスの利用を嫌がっていた本人に、支援者はデイサービスのイメージを次
のように伝えました。

みんなと一緒においしいご飯が食べられるよ
一回、行ってみてから決めればいいよ
気に入らなければ、別のデイサービスも行ってみるといいよ

②ガイドヘルパー利用

本人から、「日曜日に一人で家にいるのは嫌」との訴えがあったので、支援者は次のよう
な関わりをしました。

障害者手帳を利用し、無料で行ける施設の紹介
半日で、市バス（交通費無料）などで行ける施設の紹介
これまで経験のある季節行事の紹介
体験を通して好きな事かどうかの選択枝を増やしていく
行った場所は、写真に撮ってアルバムにする
→「また、ここに行きたい」「美術館はもう行かない」

質問 3. 地域の人にごちそうしたり、飲酒やたばこも止められない、ということですが、財産管理の面から「買わないように」というような事は言えるのですか。

<回答>

この点については、本人の性格や趣味嗜好が影響してくると思います。後見人の立場からは「そんなことにお金を使ったらもったいない」と思うことでも、本人の心の安定に密接に関係しているような事柄の場合には、むやみに止めることが難しい場合もあります。

勿論、なんでもかんでも許容する訳ではありませんが、本人の財産状況とのバランスを考えながら、私自身、常に悩んでいます。これはまさにケースバイケースで明確な答えがなかなか出ない問題だと思えます。

3. 死後事務・相続問題について

【事例】

被後見人（本人）が死亡。被後見人には2人の子があり、相続について激しい争いが予想される。後見人に対して、2人の子がそれぞれに「財産を自分に引き渡せ」と連日のように電話をかけてくる。どのように対処すれば良いか。

質問1. 後見人の職務の範囲はどこまでですか。

<回答>

成年後見人の任務は、生きている人の財産を管理したり、身上監護をすることであり、本人が亡くなった時点で、基本的に仕事は終了します。後は、残務処理として、今まで管理していたもの、「遺産」を管理すべき相続人等に引き継ぐだけです。

成年後見人は、遺産について、誰が何を相続するかを決める権限はありません。相続問題に関与してはいけません。紛争に巻き込まれないようにすべきです。

質問2. 2人の子が遺産分割方法について対立しており、後見人に対して、自分の要求する遺産分割を主張する（「家は私が取得する」などと主張する）場合はどうすれば良いですか。

<回答>

後見人は相続の問題に関与する義務はまったくありません。相続は相続人の間で協議するものですので、後見人に対して相続問題を投げかけてきた場合でも、悩む必要はなく、粛々と引き継ぎをすればよいだけです。トラブルになっているのであれば弁護士に相談することをすすめる程度だと思います。

質問3. 管理しているものの引き継ぎの意味はどういったものですか。

<回答>

成年後見人が本人のために管理していたものの「引き継ぎ」とは、あくまで遺産や遺産に関する書類の管理を引き継ぐだけで、相続や遺産分割の効果はありません。

つまり、引き継ぎを受けた相続人代表者は、まだ遺産を取得したわけではなく、正式に遺産分割がなされるまでの間、その遺産を相続人ら権利者全員のために管理する責任を負います。

引き継ぎをする際には、遺産の管理者は遺産分割が成立するまでの間、相続人全員のために管理しなければならないこと、従って、他人のものを預かって保管している場合と同じで、勝手に自分のものにしてしまうことは横領であるということをよく説明しましょう。引き継ぐ前に、預金類は銀行に口座名義人の死亡を届け出て、「凍結」させておくのが安全です。

質問4. 誰に引き継ぎますか。

<回答>

基本的には相続人のうち誰でも良いのですが、引き継ぎをした相続人以外の相続人から、あらぬ疑いをかけられる場合があるかもしれませんので、できれば全員の面前で引渡すか、集合することが難しければ、全員から引き渡しについての同意を取り付けた方がいいと思います。特に現金はすぐに費消されてしまう可能性がありますので、慎重な扱いが必要だと思います。

また特殊な場合として、相続人が誰もいない場合には、相続財産管理人選任の申立てをして選任された方に引渡したり、遺言書があって遺言執行者が定められている場合には、遺言執行者に引渡す場合があります。

参考

【参考文献】

- ・ 神戸市保健福祉局障害福祉部障害者支援課「障がいサポーターハンドブック」2016年
- ・ 日本障害フォーラム「障害者差別解消法ってなに？ 障害のある人もない人もチャンス・待遇は平等！ 一緒に勉強する、働く、文化活動に参加する」2013年
- ・ 東京都心身障害者福祉センター（ホームページ）リーフレット「障害の理解のために」2016年
- ・ 坂爪一幸・湯汲英史「知的障害 発達障害のある人への合理的配慮：自立のためのコミュニケーション支援」かもがわ出版、2015年

【参考資料】

①「ケアハウス（軽費老人ホーム）」

「シニアのあんしん相談室 老人ホーム案内」（株式会社ウェブクルー）より抜粋

60歳以上の身寄りのない方や、経済的な事情などで家族との同居が難しい方が、比較的安い費用で入居できるのが軽費老人ホームです。そのうち、自炊ができない方や、自立生活が不安な方に対応するのがケアハウス。「一般型」と「介護型」の2タイプがあり、介護型では、施設に常駐している介護職員から介護サービスが受けられます。

②障害福祉サービスの種類

「障害福祉サービス制度 地域生活支援事業のご案内」（神戸市保健福祉局障害福祉部障害者支援課）より抜粋（ルビ省略）。神戸市のホームページから「障害福祉サービス制度パンフレット」でダウンロード可能。

1. 介護給付

| 名称 | 内容 |
|------------------|--|
| 居宅介護 (ホームヘルプ) | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。 |
| 同行援護 | 視覚障害により移動に困難を有する人に移動の援護、代筆や代読を含む視覚的情報の支援、排せつや食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助も行います。 |

| | |
|-------------------|--|
| 行動援護 | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 |
| 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。 |
| 短期入所 (ショートステイ) | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。 |
| 生活介護 | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 |
| 施設入所支援 | 障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |

2. 訓練等給付

| | |
|---------------------|--|
| 自立訓練（機能訓練・生活訓練） | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労継続支援 (A型・B型) | 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談・入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。 |

3. 相談支援給付

| | |
|--------|---|
| 計画相談支援 | 特定相談支援事業者が生活に対する意向や悩みを聞きながら利用計画を作成し、障害福祉サービス事業者と連絡調整を行います。また、サービスが適切に提供されているかを確認して、利用計画の定期的な見直しを行います。 |
|--------|---|

4. 地域相談支援給付

| | | |
|--------|--------|---|
| 地域相談支援 | 地域移行支援 | 障害者支援施設や精神科病院、救護施設や矯正施設等に入所・入院している障害者が、地域生活へ移行するための支援を行います。 |
| | 地域定着支援 | 単身の障害者の方等で地域の生活が不安な方に、困ったことがあった時に、電話相談や緊急訪問を行います。 |

*障害福祉サービスには、一定の障害支援区分やその他の要件が必要となるものがあります。

*上記以外にも地域生活支援事業として、移動支援（ガイドヘルプ）などがあります。

③知的障がいのある方の理解力・生活能力等のイメージ

(この表は、あくまで目安です。障害の程度が同じでも一人ひとり異なります。)

| 重度知的障害 (療育手帳A) | 中度知的障害 (療育手帳B1) | 軽度知的障害 (療育手帳B2) |
|---|--|--|
| 現在に生きている | 明日という日がある | 計画が立てられる |
| <ul style="list-style-type: none"> ・実物がないとわからない ・一つの行動が次の行動を導く(繰り返せば一連の動作が可能) | <ul style="list-style-type: none"> ・実際に試してみなければ理解できない | <ul style="list-style-type: none"> ・いろいろある中からどれが最も適切かを選ぶのは難しい |
| <ul style="list-style-type: none"> ・身体言語は分かる (例)「歯ブラシ」ではなく「歯磨き」と言えば行為を理解して行動できる | <ul style="list-style-type: none"> ・写真や話し言葉が理解できる ・いろいろな単語や数があることがわかる ・方向の目印があれば道がわかる | <ul style="list-style-type: none"> ・読み書き、計算ができる(かけ算・わり算は難しい) ・比喩、ことわざが理解できない ・現金と小切手の違いがわからない |

[参考]・「パーテルってどんな人？ 知的障害をもつ人の全体像をとらえる」

(シャシュティン・ヨーランソン、アンニカ・ヴァルグレン、ソルヴェーイ・バルイマン 共著、尾添和子訳／大揚社)

・「知的障害・発達障害のある人への合理的配慮」(坂爪一幸、湯汲英史共著／かもがわ出版)

メモ



